

《保護者・地域の皆様へ》

本校のいじめ指導の拠り所となる「いじめ防止基本方針」の概要版をご紹介します。ご一読いただき、学校の指導方針についてのご理解を深めていただけましたら幸いです。



各務原市立桜丘中学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法より抜粋)

第2条 いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 基本認識 桜丘中学校では、教育活動全体を通じて、以下の認識をもち、いじめの防止等に取り組む。

いじめは、「絶対に許されない」「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「見ようと思って見ないと見つけにくい」

- (3) 桜丘中学校のいじめに対する構え

生徒:「いじめ」や「卑怯な振る舞い」をしない！ならぬものはならぬ！の精神

教師:いじめを絶対に許さず、いじめの防止と対応に全力で取り組み、生徒を守る！

人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん・人KENまる君

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感・有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(授業、規範意識・思いやり、主体的・自治的に取り組む力を育成)

- (2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成…体験活動・道徳教育・人権教育の充実)

- (3) 自分を律する力を高めるための指導の充実(自己存在感・共感的な人間関係・自己決定)

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 小さな変化に敏感に気づく指導の充実(日々の観察の充実・生活の記録等の活用・プチ教育相談の充実)

- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

・ いじめ調査(年3回)、心の整理アンケート(年3回)、教育相談(年3回)、QU調査(年2回)

・ 防止を図る校内連携体制の充実(いじめ未然防止・対策委員会・SCやSSとの連携)

- (3) 教育相談の充実(受容的・共感的姿勢、危機意識、全教職員及び保護者や関係機関等との積極的な連携)

- (4) 教職員の研修の充実(現職研修+必要に応じた職員研修、事案から考え、学ぶ研修の充実)

- (5) 保護者との連携の充実(両保護者への報告と親身な対応、いじめが許されないことの自覚と反省)

- (6) 関係機関等との連携の充実

・ 学校だけで抱え込まず、関係諸機関との連携を図り、日常的に情報の交換や情報の共有に努める。

・ インターネット上の問題は、保護者の協力を得ながら迅速に対応。警察等の関係機関とも連携して解決。

4 いじめ対策に係る組織の充実

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として、外部の方も委員とする「いじめ未然防止・対策委員会」等の組織を設置する。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応を図るための年間計画の作成

アンケートや会議の開催時期等を明確に位置付ける。また、PDCAサイクルを重視する。

6 いじめ問題発生時の対応について

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

方針の速やかな決定、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

- (2) 「重大事態」と判断された時の対応

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど、市教委の指導や警察等との連携を図り、迅速に対応し、調査や情報の提供等に努める。

7 保護者の役割

- (1) いじめは人として許されないことを折に触れて指導するよう努める。

- (2) 子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩みなどを把握することに努める。

- (3) 学校と相談しながら子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。

- (4) 子どもがいじめをしてしまった場合には、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、その後も子どもにいじめの重大さを諭すことに努める。

- (5) いじめが疑われるような情報を得た場合は、迅速に学校等に連絡する。また、子どもに対して、止める勇気をもつことや、先生に相談するなど、防止のための行動を起こすよう助言することに努める。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、実態把握及び対応措置を適切に行うと共に、学校評価の評価項目とする。